

JR発足30年検証 JR総連青年協議会情報

第2号
2017年9月7日
発行責任者 福田 潤一
〒141-0031
品川区西五反田 3-2-13
(TEL) 03-3491-7191
(FAX) 03-3491-7192

スズキ自動車が始業前の5分間体操に対し 未払い賃金合計1,000万円支給!!



JR総連青年協の第1号情報に更衣時間が労働時間って書いてあったけど、スズキ自動車は始業前5分の体操時間に賃金を支払ったんだって!?

そうなんだよ! スズキ自動車では始業前の5分の体操時間に賃金が支払われていなかったんだけど、労働基準監督署の是正勧告を受けて約500人に対して未払い賃金分の約1,000万円を支払ったんだ!



ということは、JRでも更衣時間や体操時間の未払賃金分を請求できるってこと? 考えた事も無かったけど...

労働基準法では2年さかのぼって 賃金を請求する権利が認められている!!

労働基準法では過去2年間の未払賃金を請求する権利が認められているんだよ! 更衣時間で考えると、新人からベテランまでの平均賃金から平均時給を割り出すと、およそ3,000円。更衣時間を1勤務当たり10分とすると500円、泊まり勤務月10回の出勤で5,000円、年12ヶ月で60,000円、2年間なら12万円を請求できるんだ! 日勤職なら倍の24万円だね!!



じゃあ皆で声をあげて要求すれば
臨時ボーナスもらえるじゃん!!

※裏面へ続く※

一方JR西日本・JR東海では・・・

制服着用義務のある場合は、更衣時間を労働時間とするという厚生労働省のガイドラインに基づいて、JR西労やJR東海労が団体交渉で会社に要求したみたいだね。



JR西労は8月29日に会社と交渉したんやけど、会社は「就業規則に明記されている通り着用は義務であるが、着用する時間や場所を指示していないので労働時間ではない」って回答しているんやわ～



JR東海労では8月23日に交渉して、会社は時間・場所に加えて「更衣方法等を指定していないこと」も理由にしているんだ。ところで「更衣方法」ってなんだ？会社が服の脱ぎ方・着方まで指示しないと払わないってこと？

苦しい回答だね～。ロッカーも準備されて点呼前に制服着用が義務付けられているのに「着用する時間や場所を指示していない」とよく言えるね(笑)でも、「着用は義務」と言っているなら逆に労働時間だと認めたということだね。



そういうことか！じゃあスズキ自動車のように、この回答をもとに労働基準監督署に是正勧告を求めればいいんだね！

タダ働きさせてた会社に腹が立ってきた！絶対に見過ごしちゃいけない問題だな！ところで、今まで何も要求してなかったJR西労組が申し入れたようだけど・・・私たちJR総連青年協議会の情報でも見たのかな？



**この問題はJRグループ全体の問題！
みんなで声をあげて未払賃金を是正させよう！！**

JRで働く皆さん！サービス労働していませんか？

皆さんの意見を聞かせて下さい！！

投稿フォームはこちら→

